

第5期「県消費者基本計画」(素案)に係るパブリック・コメント等の実施結果について

1 実施期間・意見の提出件数について

	実施期間	件数等
(1) パブリック・コメント	R7.12.17(水)～R8.1.16(金)	8件(4者)
(2) 市町村への意見照会	R7.12.17(水)～R8.1.16(金)	0件

2 提出された意見及び県の考え方(計画への反映状況)

(1) パブリック・コメント

番号	意見	県の考え方(計画への反映状況等)
1	<p>計画書 関連ページ：60ページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 第4章—展開方向4-(1)—④ <p>消費者基本計画において、地方公共団体による消費者啓発の推進が位置づけられていることは重要であると考えております。</p> <p>適格消費者団体(※)には、弁護士や消費生活相談員等の多様な専門家が所属しており、地域の実情や若者から高齢者までそれぞれの消費者の特性を踏まえた啓発活動を行うことが可能です。</p> <p>相談活動や、差止請求活動を通じて把握された具体的事例や被害傾向を啓発に反映させることにより、地域に即した分かりやすい啓発につながるものと考えております。</p> <p>計画の推進に当たり、自治体と専門性を有する適格消費者団体との連携が、引き続き図られることが望まれます。</p> <p>※ 適格消費者団体とは、不特定多数の消費者の利益を擁護するために、差止請求権を適切に行使できる専門性などの要件を満たしたうえで、内閣総理大臣によって認定された消費者団体のこと。</p>	<p>計画書 関連ページ：1ページ、60ページ、70ページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 第1章—1 計画策定の趣旨 ● 第4章—展開方向4-(1)—④ ● 第5章—関係機関・団体との連携 <p>御意見ありがとうございます。</p> <p>県では、県民の消費生活の安定及び向上のための施策を計画的に進めることとしていますが、県の取組とともに、関係機関・団体がそれぞれの役割を担い、相互の協力・協働により進める必要があると考えております。</p> <p>第4章—展開方向4-(1)—④及び第5章—2-(1)のとおり、適格消費者団体と連携の上で、消費者トラブルの未然防止とその救済を図るための取組を進めてまいります。</p>

番号	意 見	県の考え方（計画への反映状況等）
2	<div data-bbox="315 261 904 397" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>計画書 関連ページ：68 ページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 第4章―展開方向6―(3)―①～② </div> <p style="margin-top: 20px;">適格消費者団体は、個別の相談に対する助言などは行えないため、各消費者ごとの相談に対しては、各自治体の消費生活相談員の更なる拡充や処遇改善も非常に大切な課題と感じております。</p>	<div data-bbox="1182 261 1771 464" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>計画書 関連ページ：68 ページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 第4章―展開方向6―(3)―①～② ● // ―展開方向6―(4)―① </div> <p style="margin-top: 20px;">御意見ありがとうございます。</p> <p>市町村消費生活相談体制の充実への支援については、第4章―展開方向6―(3)―①～②のとおり、消費生活相談員の配置や消費生活センターの設置に関し、人材バンクや地域の実情に応じた広域連携の活用などの必要な情報提供や助言を行ってまいります。</p> <p>また、令和7年6月の国の衆議院・消費者問題に関する特別委員会において、国に対し、「地方公共団体において消費生活相談員の専門性に見合った処遇が促進されるよう、必要な対策を講じること」と決議されています。</p> <p>現在、国においては、消費生活相談員の担い手確保の取組などを支援するため、地方消費者行政強化交付金の見直しを行っているところであり、国の動向を注視しつつ、第4章―展開方向6―(4)―①のとおり、県民がどこに住んでいても質の高い相談を受けることができるよう、県全体の相談体制の整備・充実に向け、市町村を支援してまいります。</p>

番号	意見	県の考え方（計画への反映状況等）
3	<div data-bbox="315 261 1032 400" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 計画書 関連ページ：25 ページ ● 第2章—4 消費者教育の状況—課題 </div> <p data-bbox="315 491 1155 612">消費者教育については、対象者に合わせたきめ細かなアプローチが必要であるため、教育消費者教育コーディネーター（※）がその業務を担ってほしい。</p> <p data-bbox="315 624 1155 745">今後消費者教育を体系的かつ継続的に実施するには担い手が不足している。現在の担い手である消費生活相談員だけではマンパワー不足である。</p> <p data-bbox="315 756 1155 877">宮崎県では教職経験者が各地の学校を訪問し、学校との連携を図りつつ、教材作成にも取り組んでいるという。そのような取り組みをぜひ本県でも検討していただきたい。</p> <p data-bbox="315 938 1155 1015">※ 消費者教育コーディネーターとは、消費者教育を担う多様な関係者や場をつなぐため、間に立って調整をする役割を担う者のこと。</p>	<div data-bbox="1182 261 1899 464" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 計画書 関連ページ：25 ページ，44 ページ ● 第2章—4 消費者教育の状況—課題 ● 第4章—展開方向1—(1)—①—e 2 ポツ目 </div> <p data-bbox="1205 491 1608 520">御意見ありがとうございます。</p> <p data-bbox="1182 531 2022 652">消費者教育を効果的に進めるためには、消費者の多様な特性に応じたアプローチの方法や内容の工夫が必要と考えており、その取組を第4章—展開方向1に整理しております。</p> <p data-bbox="1182 663 2022 831">県では、行政職員1名を消費者教育コーディネーターと位置付けており、当該コーディネーター等を活用した各種講座等の開催・情報提供について、第4章—展開方向1—(1)—①—eに整理したところです。</p> <p data-bbox="1182 842 2022 919">現在、学校や地域など様々な場において消費者教育を実施する人材を育成するための研修を実施しています。</p> <p data-bbox="1182 930 2022 1098">このような担い手育成の取組と併せて、各種講座等の開催や情報提供の強化に引き続き取り組むとともに、学校や地域、職域など様々な場で消費者教育が推進されるよう関係者等と連携した取組を進めてまいります。</p>

番号	意見	県の考え方（計画への反映状況等）
4	<p data-bbox="322 220 1032 272">計画書 関連ページ：47 ページ</p> <p data-bbox="322 300 1032 352">● 第4章—展開方向1—(2)—②</p> <p data-bbox="322 368 1155 512">「大学生等のボランティア活動により、若年者が主体となった効果的な啓発活動を展開します」は、現在の第4期消費者基本計画にも記載されていますがどのような取り組みが進められたのでしょうか。</p> <p data-bbox="322 520 1155 588">進行している点あれば第4章に加筆し、それを基に具体的なイメージがわくような記載にしてはどうでしょうか？</p>	<p data-bbox="1189 220 1980 272">計画書 関連ページ：47 ページ、<u>48 ページ（脚注追加）</u></p> <p data-bbox="1189 300 1980 352">● 第4章—展開方向1—(2)—②</p> <p data-bbox="1189 368 2022 400">御意見ありがとうございます。</p> <p data-bbox="1189 408 2022 512">県では、若年者の目線に立った効果的な啓発活動を展開するため、大学生等による「かごしま消費者ボランティア188」を任命し、活動していただいています。</p> <p data-bbox="1189 520 2022 663">具体的には、身近な方々への「消費者ホットライン188」の周知・広報、県が実施する啓発キャンペーンや広報番組へ参加していただくなど、学業の合間に色々取り組んでいただいています。</p> <p data-bbox="1189 671 2022 815">また、啓発活動に関して、若年者向けにどのような媒体や内容で行えば、より実効性のある啓発となるかと言った意見をいただき、啓発グッズや広報媒体を選択するなど、実際の施策にも反映しているところです。</p> <p data-bbox="1189 823 2022 1007">効果的な啓発については、世代や媒体、消費者を取り巻く環境などによっても異なることから、具体的な例を記載することでイメージが限定されないよう、「効果的な啓発活動」と整理していますが、<u>大学生等によるボランティア活動の内容がわかるよう、48 ページの脚注に記載を追加（※）</u>いたします。</p> <p data-bbox="1189 1015 2022 1118">今後とも、「かごしま消費者ボランティア188」の皆さんの協力をいただきながら、若年者への消費者教育の強化に努めてまいります。</p> <p data-bbox="1189 1142 1429 1174">（※注釈説明文言）</p> <p data-bbox="1189 1182 2022 1406">大学生等によるボランティア活動について、県では大学生等を「かごしま消費者ボランティア188」として任命し、消費者ホットライン188の周知・広報、啓発キャンペーンや広報番組への参加などに取り組んでいただいている。ボランティアの意見を踏まえた施策として、Instagramでの情報発信や大学での啓発物配布なども行ったところ。</p>

番号	意見	県の考え方（計画への反映状況等）
5	<div data-bbox="315 261 1032 400" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>計画書 関連ページ：55 ページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 第4章—展開方向3—(2)—①—d </div> <p>「かごしまの食交流推進計画（第5次）素案」にもある、『「学校、保育所等における「食育」の推進～学校給食等を活用した「食育」の推進』の具体化として、就学前の施設や学校等での地元食材（出来れば減農薬・無農薬）の比率をより高める施策を庁内関係部署及び関係団体との連携強化と数値目標の設定を希望します。</p>	<div data-bbox="1182 261 1899 464" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>計画書 関連ページ：55 ページ，74 ページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 第4章—展開方向3—(2)—①—d ● 別表2 数値項目番号4 </div> <p>御意見ありがとうございます。</p> <p>食育の推進にあたっては、庁内関係課をはじめ生産者，流通関係者，栄養・医療関係者，学校・保育所関係者，観光関係者及び行政機関などと連携して取り組んでおり，今後も引き続き連携していくこととしています。</p> <p>数値目標については，関連計画である「かごしまの“食”交流推進計画（第5次）」において，「学校給食における地場産物（重量ベース）の利用割合」を設定することとしております。</p>

番号	意見	県の考え方（計画への反映状況等）
6	<div data-bbox="315 261 1032 400" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>計画書 関連ページ：43 ページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 第4章—展開方向1—(1)—①—a </div> <p>令和6年10月に行った県民意識調査によると、消費者教育への参加の経験では、小・中・高校での授業や課外活動などでの参加が34.6%である。</p> <p>若年層の被害も横ばいの状況から、早い段階での消費者教育が重要と考えます。当法人が県の委託事業において実施した消費者教育推進事業のなかで、弁護士と消費生活相談員を講師にパネルディスカッションを行いました。その中でも学校関係（高校）の参加者からは是非高校で実施してほしいとの要望がありました。</p> <p>他県では高校での講座を適格消費者団体などの関係団体と連携して行っているところもあると聞きます。鹿児島県においても（高校3年は受験や就職も控えているので、高校2年生を対象とした）学習を全校で行うくらいの計画化を望みます。</p> <p>上記の点を推進するにあたっては、素案にあるように「消費者教育コーディネーター等を活用」することが重要と考えます。消費者教育コーディネーターについては、例えば、教育関係部署と連携を図れるなどの専門的知識をお持ちの方を配置して、より積極的に推進を図る計画にすることを希望します。</p>	<div data-bbox="1182 261 1980 531" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>計画書 関連ページ：43 ページ、44 ページ、46 ページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 第4章—展開方向1—(1)—①—a ● 第4章—展開方向1—(1)—①—e 2ポツ目 ● 第4章—展開方向1—(1)—③ </div> <p>御意見ありがとうございます。</p> <p>学校における消費者教育については、第4章—展開方向1—(1)—①—aのとおり、学習指導要領に基づき、各教科において充実した消費者教育が行われるよう努めることとしております。</p> <p>現在、高校では、公民科や家庭科の授業において、消費者問題や消費者の権利についての消費者教育が行われています。</p> <p>また、外部機関と連携した学びも行っており、関係団体等による消費者教育等の出前授業も行われています。</p> <p>県では、行政職員1名を消費者教育コーディネーターと位置付けており、当該コーディネーター等を活用した各種講座等の開催・情報提供について、第4章—展開方向1—(1)—①—eに整理したところです。</p> <p>現在、第4章—展開方向1—(1)—③のとおり、学校や地域など様々な場において消費者教育を実施する人材を育成するための研修を実施しています。</p> <p>このような担い手育成の取組と併せて、各種講座等の開催や情報提供の強化に引き続き取り組むとともに、学校や地域、職域など様々な場で消費者教育が推進されるよう関係者等と連携した取組を進めてまいります。</p>

番号	意見	県の考え方（計画への反映状況等）
7	<div data-bbox="315 261 1032 368" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 計画書 関連ページ：68 ページ ● 第4章—展開方向6—(3)～(4) </div> <p data-bbox="315 504 1155 624">消費者被害の内容が巧妙化するなかで、県消費生活センターや各自治体の消費生活相談体制の強化は大変重要な課題と考えます。</p> <p data-bbox="315 639 1155 711">現在、多くの市町村では相談員を配置はされているものの、他の業務との兼職もあるようです。</p> <p data-bbox="315 727 1155 887">現在の県第4期消費者基本計画では、消費生活センターを設置していない町村に対して設置されるように必要な助言、協力、情報の提供などの支援を行うとなっていたが、今回は自治体間の広域連携の活用などの情報提供や助言となっています。</p> <p data-bbox="315 903 1155 1070">広域連携の方向も重要ですが相談については、身近な地域での対面相談も重要ではないかと考えます。わからないことや相談したいことがある場合は、まずは役場へという考える方も多いとの話も聞きます。</p> <p data-bbox="315 1086 1155 1158">そうした点からも、基本計画には自治体に設置することを目指した方策を加えてください。</p>	<div data-bbox="1182 261 1899 472" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 計画書 関連ページ：19 ページ， 68 ページ ● 第2章—2—(3)市町村における消費生活相談の状況—課題 ● 第4章—展開方向6—(3)～(4) </div> <p data-bbox="1205 504 1603 536">御意見ありがとうございます。</p> <p data-bbox="1182 552 2022 663">県においても、消費者により身近な消費生活相談窓口である市町村の相談体制のさらなる充実・強化が重要であると考えております。</p> <p data-bbox="1182 679 2022 887">第4期消費者基本計画の「消費生活相談員の配置促進」の取組に関する記載を第5期消費者基本計画(素案)で修正したところですが、単独で新たな消費生活相談員の配置や消費生活センターの設置を検討する町村に対する支援を排除するものではありませんでした。</p> <p data-bbox="1182 903 2022 983">このため、御意見を踏まえ、<u>第4章—展開方向6—(3)—①の記載を修正</u>いたします。</p> <p data-bbox="1406 1031 1794 1070" style="text-align: center;">詳細は別紙（次ページ）参照</p>

別紙

【第4章—展開方向6「どこに住んでいても質の高い相談を受けられる体制の充実」】

パブリック・コメント後修正（計画案）	パブリック・コメント時（計画素案）	（参考）現行計画
<p>(3) 市町村消費生活相談体制の充実への支援</p> <p>① 消費生活相談員の配置促進 市町村の消費生活相談体制の充実のため、<u>単独で新たな消費生活相談員の配置や消費生活センターの設置を検討する町村に対し、必要な情報提供や助言を行います。</u> また、<u>単独では消費生活相談員を配置することや消費生活センターを設置することが困難な町村に対しては、地域の実情に応じた広域連携の活用などの情報提供や助言を行います。</u></p> <p style="text-align: right;">（消費者行政推進室）</p>	<p>(3) 市町村消費生活相談体制の充実への支援</p> <p>① 消費生活相談員の配置促進 市町村の消費生活相談体制の充実のため、<u>単独では消費生活相談員を配置することや、消費生活センターを設置することが困難な町村に対し、地域の実情に応じた広域連携の活用などの情報提供や助言を行います。</u></p> <p style="text-align: right;">（消費者行政推進室）</p>	<p>(1) 市町村消費生活相談体制の充実への支援</p> <p>① 消費生活相談員の配置促進 市町村の消費生活相談体制の充実のため、<u>消費生活センターを設置していない町村に対し、消費生活相談員が配置されるよう必要な助言、協力、情報の提供その他の支援を行います。</u></p> <p style="text-align: right;">（消費者行政推進室）</p> <p>② 相談業務の広域連携への情報提供等 <u>単独では消費生活相談員を配置することや、消費生活センターを設置することが困難な町村に対し、相談業務の広域連携についての情報提供や助言等を行います。</u></p> <p style="text-align: right;">（消費者行政推進室）</p>

番号	意見	県の考え方（計画への反映状況等）
8	<div data-bbox="315 217 1032 320" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 計画書 関連ページ：70 ページ ● 第5章—2—(1) </div> <p data-bbox="315 549 1155 847">「(1) 消費者団体との連携」の中で、適格消費者団体との連携で「必要に応じて消費者相談等に関する情報を提供するなど連携を図ります」と記載されましたことは、第4期と比較して前進ですが、より連携を強めることを目指し「必要な情報提供のほか、消費者被害の未然防止や拡大防止に向けた取組に係る意見交換の場を設けるなど連携を図ります」とすること、あわせて消費者団体等は人的物的資源や財源に乏しいので更なる積極的支援を行ってほしい。</p>	<div data-bbox="1182 217 1899 528" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 計画書 関連ページ：47 ページ，51 ページ， 60 ページ，70 ページ ● 第4章—展開方向1—(2)—① ● // —展開方向2—(2)—① 1 ポツ目 ● // —展開方向4—(1)—④ ● 第5章—2—(1) </div> <p data-bbox="1182 549 2022 1382">御意見ありがとうございます。 適格消費者団体とは、消費者教育の推進や地域における見守り活動の充実を目的とした講習会の実施を委託しているほか、消費生活の安定及び向上に関する重要事項を調査審議する生活安定審議会の委員として参加いただくなど、連携を図っているところです。 消費者団体等が実施する事業等に対して、国や県が実施する支援メニューで活用できるものなどの情報提供は可能と考えます。 また、適格消費者団体が行う活動の意義を鑑みた国からの依頼を踏まえ、県内の適格消費者団体に対しては、活動拠点となる事務所確保への支援として、県公有財産（消費生活センター）の一部スペースを無償貸与するとともに、差止請求などの活動を円滑に行えるよう、必要に応じて消費生活相談等に関する情報を提供するための覚書を締結しています。 県では、第4章—展開方向1—(2)—①に記載の、若年者の消費者トラブルの未然防止などについて関係機関と情報交換・協議等を行う「若年消費者連絡協議会」や、同章—展開方向2—(2)①—1ポツ目に記載の、配慮を要する消費者のトラブルの未然防止などについて関係機関・団体と情報共有を行う「消費者安全確保地域協議会」を設置しています。 これら協議会へ参画していただくことで適格消費者団体との意見交換ができるものと考えております。</p>

(2) 市町村

番号	意見	県の考え方（計画への反映状況等）
/	なし	